

令和6年度子どもたちと芸術との出会い体験事業補助金について【募集案内】

1 概要

子どもたちが芸術に接するイベントを開催する個人または団体に対して、次の条件をすべて満たす場合、その開催経費の一部を助成するものです。

2 補助金交付の条件

(1) 富山市内に住所のある個人または団体であること

ただし、市立の教育機関や市の出先機関などの公的機関は、申請者となることはできません。

(2) 営利を目的とした事業でないこと

(3) 提供者リストに掲載されている方に依頼して事業を実施すること

※令和5年6月に提供者リストを更新いたしました。新しい提供者リストをご利用ください。

※リスト未掲載の方に依頼されたい場合は、補助金申請時までにその方がリストに登録される必要があります。

(4) 中学生以下の子どもたちを主な対象とすること

ただし、保護者や地域の方が子どもたちと一緒に参加されても結構です。

(5) 市から他に補助金等の交付を受けていないこと

市から事業に対して別に交付されている補助金や委託料をあわせて使うことはできません。

(6) 事業に要する補助対象経費が1万円以上のもの

(7) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施される事業であること

3 補助金の交付額及び回数等

(1) 交付額……補助対象経費の1/2以内で、1事業につき6万円を限度とします。

ただし、提供者に渡す金額に対する補助額は、5万円を限度とします。

※予算の範囲内で交付するため、申請額から減額となる場合があります。ご了承下さい。

(2) 回数……年度内は1団体につき1事業とします。

4 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は、以下の費目です。

補助対象経費	左記の費目に対する補助金の限度額
提供者に渡す金額(謝礼、交通費などの合計額)	50,000円
印刷製本費(チラシ、ポスター等の作成に係る費用)	10,000円
借上料(有料の会場を使用する場合)	

※消耗品費、材料費その他の経費は補助対象外となります。

5 募集期間

募集期間 令和6年4月1日(月)から4月19日(金)まで(必着)

追加募集期間 令和6年6月3日(月)から6月14日(金)まで(必着)

※追加募集は、募集期間内(4月1日～19日)に申請が間に合わない団体等のために実施するものです。

6 交付の流れ

(1) 補助金の交付申請（4月19日（金）まで）

交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、申請団体の概要が分かる資料と合わせて提出してください。

↓

(2) 書類の審査

事業内容等に不明な点があった場合、ヒアリングを行います。

申請が多い場合はご希望に添えないこともあります。その場合、他の行事との併催事業でなく、単独事業優先の取扱いといたします。

↓

(3) 補助金額の決定（5月上旬予定）

順次、交付決定通知書を送付します。

↓

(4) 事業の実施 ～ 事業の完了

↓

(5) 実績報告書の提出（事業完了後10日以内に提出（必着））

実績報告書（様式第2号）に必要事項を記載したうえ提出してください。

※補助対象経費に係る領収書のコピー、事業内容が分かる資料（写真3枚程度・チラシ・プログラム等）を添付してください。

↓

(6) 書類審査・額確定通知の送付

↓

(7) 請求兼振込依頼書の提出

口座名義が団体名と異なる場合は押印した委任状の提出が必要です。

（代表者個人名義口座に振り込む場合、団体から代表者委任状の提出が必要です。）

↓

(8) 補助金の支払（請求兼振込依頼書の提出後概ね2週間後）

7 提出先および問い合わせ先

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

富山市企画管理部文化国際課 文化振興係（市役所東館5階）

電話 076-443-2040

FAX 076-443-2170

E-mail bunkakokusai-01@city.toyama.lg.jp